				(二)	(三)
				客席部取付装置	走行台車
				［略］	台車枠
				客席部分を吊る丸鋼、リンク、チェーン等の径の状況	客席部分を吊る丸鋼、リンク、チェーン等の劣化の状況	［略］	走行台車枠の劣化及び損傷の状況
				［略］	目視により確認する。	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。）により確認する。また、目視により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
					き裂、破損、変形又は著しい錆若しくは腐食があること。	著しい錆若しくは腐食、き裂、破損又は著しい摩耗があること。

				(二)	(三)
				客席部取付装置	走行台車
				［同上］	台車枠
				客席部分を吊る丸鋼、リンク、チェーン等の径の状況	［同上］	走行台車枠の劣化及び損傷の状況
				［項を加える。］	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。）により確認する。また、目視により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル未満のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
				［同上］	著しい錆、腐食、き裂、破損又は摩耗があること。